

## 平成26年度第3回大分市子ども・子育て会議 会議録

1. 日時 :平成26年 10月9日(木) 13時30分～15時35分

2. 場所 :大分市役所 第2庁舎6階 大研修室

3. 出席委員 :

村嶋幸代委員(会長)、古賀精治委員(副会長)、仲嶺まり子委員、阿部俊作委員、

定宗瑛子委員、安藤昭和委員、大津康司委員、池田貴士委員、田口敦久委員、

湊野二三世委員、鹿島秀和委員、長田教雄委員、中野典子委員、猪原一浩委員、

後藤誠司委員、中村朱美委員、大西正久委員

4. 議事 :

- (1) 前回の各委員からの質問や意見について
- (2) 「すくすく大分っ子プラン」パブリックコメントの結果について
- (3) 「すくすく大分っ子プラン」について
- (4) 次世代育成支援行動計画の実績・評価について
- (5) その他

5. 議事の概要 :

- ・ 前回の各委員から質問や意見についての説明
- ・ 「すくすく大分っ子プラン」パブリックコメントの結果について説明を行い、質疑応答が交わされた。
- ・ 「すくすく大分っ子プラン」について説明を行い、質疑応答が交わされた。
- ・ 次世代育成支援行動計画の実績・評価について説明を行い、質疑応答が交わされた。
- ・ 今後の事業計画の検討スケジュールについて説明を行った。

6. 会議の経過 :

(事務局)

定刻になりましたので、ただいまから、「平成26年度第3回大分市子ども・子育て会議」を開催いたします。本日の出席者についてですが、ご都合により三宮委員、野尻委員が欠席となります。

全委員19名中17名のご出席をいただいております。大分市・子ども・子育て会議条例第6条2項に基づき、本日は定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

会議に入ります前に、配布資料の確認と本日の予定についてご説明いたします。  
まず、事前に郵送してお渡ししました資料の確認をさせていただきます。

本日の会議は、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。  
会議の終了予定時刻は15時30分を目安としております。  
それでは、ここからの議事の進行につきましては、村嶋会長さんをお願いしたいと思います。  
村嶋会長さん、どうぞよろしく申し上げます。

#### (会 長)

それでは、これから本日の会議に進めさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。  
なお、今回は傍聴者がいないようなので、このまま進めます。

はじめの議事は、平成26年度第2回会議の議事内容の確認といたしまして「前回の各委員からの質問や意見について」です。それでは、事務局から説明をお願いします。

#### (事務局)

それでは資料1平成26年度第2回子ども・子育て会議で出された主な意見をご覧ください。  
議事の(2)教育・保育の確保方策について、ご検討いただく中で、保育の定員拡大を進める中で、待機児童解消のため、定員の弾力的な運用を図るなど、現実に困る人が出ないような取組をすることなどのご意見をいただきました。また、議事の(3)地域子ども・子育て支援事業の確保体制については、市立幼稚園について、費用対効果や保護者のニーズを踏まえる中、預かり保育のあり方も含めて今後検討することが必要であるなどのご意見をいただきました。議事(4)すくすく大分っ子プランについては、児童育成クラブの検討するにあたっては、教育と福祉の垣根をとりはらった体制で取り組むべきであるということ、また市立幼稚園については、私立幼稚園とのバランスや保護者のWLBなどを勘案しながら今後の方向性を検討するべきであるというご意見などをいただきました。なお、ご質問について、会議の席上、回答しておりませんでした点が2点ございました。まず今後の子ども子育て会議についての見通しに関しましては、P7の※に、海外の保育士免許取得者に対する考え方については、P8の※に記載のとおりでございます。

#### (会 長)

ただいま事務局から説明がありましたが、前回の各委員からの質問や意見について、何かご意見・ご質問はありませんか。

#### (会 長)

私が一番、懸念している部分の説明が無かったように思えます。  
資料1の2ページ目、待機児童解消の部分と市立幼稚園の動向について説明していただきたいと思っております。

#### (事務局)

待機児童解消に関しまして、会長から質問されました3,218人の定員の確保についてですが各年度ごとの

人口の変動に連動し確保が必要な定員数を定めております。平成29年度の確保が必要な定員は人口が減少していくに伴いまして3,086人が推計値として挙がっております。この数字につきましては、就学前児童24,861人に対して3,086人不足していると考えております。これにつきまして本市といたしましては平成29年度を目指したところで不足している3,086人について受入態勢を整えるように整備していきます。市立幼稚園に関しては教育委員会がご説明いたします。

**(事務局)**

資料1の7ページ目ですが、市立幼稚園は平成27年度に全園とも新制度に移行し、保育料も利用者負担が応能負担になります。全国の中核市の中でも、新制度に移行せず公立幼稚園を廃止する1市を除いた30市の全てが新制度に移行し、利用者負担が応能負担になります。また国においても市町村が新制度に移行しないのは想定できないということですので、中核市も全て移行していただろうと考えております。また、28年度以降についても大分市全体として幼児教育・保育の提供体制について市立幼稚園、認定こども園等を含めて総合的な検討を行ってまいりたい、その中で教育委員会において市立幼稚園のあり方について判断していきたいと思っております。

**(会長)**

明確なご説明ありがとうございます。  
2ページ目の3,218という数字は何ですか。

**(事務局)**

3,218人の不足というのは平成27年度に不足をする数字でございます。3,086人は平成29年度に不足をする数字でございます。ここが3,218から3,086に減少する理由に関しましては人口減少に伴う影響ということで考えております。

**(会長)**

他にありませんでしょうか。

**(委員)**

5ページの上段になります。現行の幼稚園について質問がでているところですが、右側にコメントがないのはどうしてですか。

**(事務局)**

現在、大分市の公立幼稚園というのは例年11月1日から15日までを募集期間としております。今年度におきましては11月1日から連休になりますので、11月4日から14日までを園児募集とします。10月15日号の市報で園児募集について広報しております。保育料につきましても、国の示す基準を上限に大分市においても3月までに決定する予定であります。具体的な金額が決まり次第お知らせするというかたちの中で園児募集を行います。

**(会長)**

これで議題1を終了したいと思います。  
続いての議事に移ります。「すくすく大分っ子プラン」パブリックコメントの結果についてです。事務局から説明をお願いします。

## (事務局)

すくすく大分っ子プランのパブリックコメントについてご報告いたします。

すくすく大分っ子プランにつきましては、大分市市民意見公募手続要綱に基づき、平成26年8月11日月曜日から 8月29日金曜日までの間、本庁及び各支所・出張所の窓口計10か所に閲覧場所を設けるとともに、市のホームページに掲載し、広く市民の皆様からのご意見を募集しました。期間中は約740件のアクセスがございましたが、提出された意見はありませんでした。

## (会長)

質問等はよろしいでしょうか。

それでは次の議題に移りたいと思います。「すくすく大分っ子プランについて」ですが、事務局からご説明をお願いします。

## (事務局)

新プランの修正箇所について、ご説明いたします。

前回7月31日の第2回会議の後、大分市議会の子ども育成行政改革推進特別委員会、厚生常任委員会、文教常任委員会の合同会議が8月8日に、またこの後ご説明いたします次世代育成支援行動計画の庁内検討委員会が8月28日に行われ、ご意見をいただく中で、事務局としても見直しを行い、修正をいたしました。

資料2、資料3をご準備ください。

まず、資料2の7ページ④人権同和教育の推進については、前回会議においては、P9の安全・安心な学校づくりの推進の中に記載しておりましたが、目標との整合性に対し疑問が呈されましたので、目標4のバランスよく知・徳・体の「生きる力をはぐくむ学校教育の推進」の中に変更しております。そのほか、今回の修正箇所については、文字をピンクにしたうえで下線をつけております。冊子の作成をすすめる中で、分かりやすいよう図やグラフを載せるようにしたこともあり、現状や課題について、説明に加筆修正を行っております。

また、事業内容が類似する取組について、加えたものとし、資料2の2ページ目、「子育て講演会の実施」の中に、幼稚園や小学校で就園や就学の説明会の際に行っている「子育て講演会」のほか、1歳6か月健診時に行う「絵本の広場」や「思春期講演会」も加えております。いずれも子どもの成長過程に応じ、保護者へ適切な情報提供を行うために外部講師を招へいし、講演会などを実施するものです。

続きまして、7ページ目の「体力の向上」の中で、学校における部活動や総合型スポーツクラブの活動についても加えております。総合型スポーツクラブは、地域住民が主体となって地域の体育館や運動場を使い、地域住民の参加を図りながら運営を進めるスポーツクラブですが、市は運営に対し補助金を支出するとともに、活動へのアドバイスなどを行っており、この中に子ども達も参加することで、スポーツを身近なものにするのと同時に体力の向上を図るという主旨を踏まえ加えることとしております。

次の8ページ目の「開かれた学校づくりの推進」については、前回資料では、その下の生き生き学習サポート事業等と同じような記述となっておりましたので、記載しておりますように、学校HPなど学校便りの活用、学校公開の実施、また地域住民や保護者などからなる学校運営協議会のご意見をいただいたなら学校運営を進めるいわゆるコミュニティスクールといったものを活用するという内容に修正しています。

また、この下の「児童育成クラブ事業」については、各クラブでのニーズに応じた形で、開所時間の延長に努めるということ、あわせて、最後の欄ですが、きめ細かな支援を要する子どものための指導体制について、新たに職員を配置し、受け入れや子どもとの関わり方への指導について、より具体的に記載いたしました。次の9ページ、いじめ・不登校等対策の充実については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用しての取組について具体的な内容を加えております。③「学校施設の整備・充実」については、前回資料

は校舎本体の耐震化について、記述しておりましたが、概ね100%に達することから、平成27年度以降は、天井材や照明器具などの耐震化を進めるという内容で修正しております。

**(会 長)**

説明をなさるときに、まず全体像を説明していただけると分かりやすいです。そもそも黄色に色づけしている部分は何で、赤や青など文字の色の違いは何なのか最初に説明していただけると判読しやすいです。

**(事務局)**

まず、今回の修正箇所についてはピンクの文字にしており、なおかつ下線を引いております。段全体を黄色く塗っているものは事業全体が動いたり修正されたものでございます。また、子ども・子育て支援事業に基づく事業に関してはわかりやすくするため当初より色分けをしております。

**(会 長)**

アルファベットに関しては、何かと対応しているのでしょうか。

**(委 員)**

前回の会議の際にいただいている資料で、11事業においてはaからkまでのアルファベットが割り振られているので、それと対応しているのではないかと思います。

**(会 長)**

ありがとうございます。

それでは資料3について引き続きご説明をお願いします。

**(事務局)**

続きまして、資料3の3ページ目でございます。

子育ての集いについては、先ほどと同様、地区公民館で行っている乳幼児家庭教育学級などを加え、次の4ページのこどもの安全見守りボランティア活動支援事業については、同じように、地域で行っている取組についても加えております。また先日、送付いたしましたすくすく大分っ子プランという冊子のほうをご覧ください。

73ページに子どもの貧困対策について、というページを入れております。そちらに書いておりますように、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立いたしました。また本年8月29日付けで、国は「子どもの貧困対策に関する大綱」を定め、当面、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援などを重点施策として位置づけるとしてしております。しかしながら、具体的な事業については、今後示すこととなっておりますので、現在、関連する事業としましては、施策分野③のひとり親家庭への支援や施策分野④の経済的支援という形で入れておりますが、大分市としましては、国の動きを見据えながら大分県とも連携を図り、事業を進めてまいりたいと考えております。

**(会 長)**

ただいま事務局から説明がありました。何かご意見・ご質問はございませんか。

**(委 員)**

資料2の8ページにあります「開かれた学校づくりの推進」に関してです。

昨年、大分市で学校運営協議会制度が施行されたと思いますが、今後は検証して導入するということでしょうか。

また学校運営協議会について、会の構成メンバーに保護者などは入っているのと思いますが、学校の子ども代表などは入っているのでしょうか。

そして、資料3の4ページ「子どもが安心して暮らせる地域づくりの推進」で、こども連絡所の維持・充実を図るという記載があります。しかし、そこで問題となっているのが、こども連絡所のステッカーが経年劣化しており、また実際に家に行ってみると空き家であったりする場合があることです。なので、子ども安全見守り体制の構築にあたり見守りが本当にこども連絡所でいいのでしょうか。

**(事務局)**

まず、学校運営協議会についてですが平成25年度に竹中小学校、竹中中学校において試行いたしまして、本年度から竹中小・中学校において本格実施ということで運営協議会が発足してございます。25年度の施行の段階で当然、制度の課題をまとめてまいりましたが、竹中小・中学校において運営協議会は学校支援業務に近いものでありまして、もともとは「竹中っ子を育てる会」ということで竹中の子ども達の育成に向けて地域でできることは何かと一緒に考えていただけた協議会がございました。そちらを母体にさせていただきながら運営協議会の委員になっていただいたという形でございます。委員さんに関しましては地域の自治委員さんであったり、老人会の代表の方や大学の先生などが入ってらっしゃいます。市教育委員会でも担当を付けて行っております。また先ほどお尋ねの子どもへの参加に関しましては現状のところございません。

それから2点目のこども連絡所に関しましては、確かに地域によってはそのようなところがございますが、校区内の安全点検ということで年2回学校の方で実施しており、それと大分っ子サポートパトロールということで地域の方々をお願いしながら、点検活動を行っておりますので、ステッカーの劣化があれば対応してまいります。

**(委 員)**

学校運営協議会では、あくまで主役は子どもという視点を持たないといけないと思いますので、今後どうなるかわかりませんが、頭の中に入れてもらいたいと思います。

**(事務局)**

もともとの法の趣旨や政府の設計自体が子どもの代表というのは想定していないものと考えているので、国の方の方向性も含め検討させていただきたいと思います。

**(会 長)**

国の方向も大切ですが、大分市の会議でございますので、大分市として地域が良くなるように、ぜひ、そういった姿勢を持ってほしいと思います。

**(事務局)**

当然のことだとは思いますが、元々が法に基づいて行っているところがございますので解釈等含めて考えさせていただきますと思います。

なお、保護者の代表も入っておりますので、そちらの方でこどもの意見も反映されているものと理解しております。

**(委員)**

資料2の7ページ「体力の向上」で学校における体力の向上の記載に、おそらく国に沿って書いたんだろうと思いますが地域総合型スポーツクラブの活動がありますね。また、体力の向上の中に学校における部活動の充実とありますが具体的にどういったことをなさるのでしょうか。

**(会長)**

目指すことと、それに向けての方策を述べてください。

**(事務局)**

学校における部活動の充実ということで、体力の向上そして競技力の向上を含めて学校の指導者の指導力の向上もその中に入れながら全体として部活動を充実させていきたいと考えております。部活動の指導者への研修も行っておりますし、体罰の問題もありましたのでそこも含めて取り組んでまいりたいと思います。

**(委員)**

部活動というのは、大分市には体育協会というものがあります。会長は市長で、副会長は教育長でございます。地域総合型スポーツクラブと部活動とでは体質が異なると思います。部活動の推進をするということで指導者の問題だけではなく、部活動の中で使っているバットやボールなど、道具の充実も含まれているのでしょうか。

**(事務局)**

消耗品に関してはそこまで含めていないのが現状であります。学校には大分市からも補助金を出してはおりますが、今後も現状の予算で対応していきたいと思っております。

**(委員)**

市の教育委員会なり、体育委員会などにもっと部活動の実態を見てもらいたいと思います。今、中学校の野球では保護者の方でピッチングマシンとかを準備してやっています。ピッチングマシン用のボールも高いのに補助がありません。そして何か問題が起きると指導者の問題とし、研修など様々やっておられるが、そもそも指導者についても問題がある。実態としてありますのが、中体連で試合に出るときに、スポーツ経験が無い先生でも、その学校の先生がいないと試合に出れない。また、文言では立派なことを書いていますが、大型スポーツクラブについては、知らない人は「いいですね」とか言うけれども実際は地域の体育協会がやってきたものです。学校における部活動は消耗品購入などそのへんのことをしっかりやってほしい。

**(事務局)**

部活動について付け加えです。指導者については、外部指導者の方の充実に努めて、人材バンクという形で各学校の部活動の支援にあたっていきたいと考えています。

(会 長)

物品に関してはいかがですか。物品の話だったと思いますが。

(事務局)

物品については、先ほども申し上げましたように今後検討して支援できるのであればする方向でいきたいと思いますが、現状少し厳しいところがございます。保護者が負担していることは十分わかっておりますが、私達も少ない予算ではありますが学校に補助しておりますし、額を減らさないように頑張ってきたつもりでございます。もし今後取り組むことができれば検討していきたいと思います。

(会 長)

ありがとうございます。  
他に何かありませんか。

(委 員)

資料3の4ページ、「子どもと子育てを支える社会づくり」の部分です。その中の「安心・安全な通学路の確保」ですが、子ども達のために大人ができることを考えて支えていこうとしておりますが、支えられる子どもは自分の五感を使って安心・安全な生活を送れる準備ができていいのか、学校ではそれを教えていけるのか考えてないといけません。具体的には、ある高校の登校の際に先生が旗を持って高校生を誘導している姿を見たとき、本来、子ども達は自分で考えて自分の身を守らないといけないという基本路線を、流れの中に汲んでいき、主体である子ども自身が自立できる子育てをしないとけないと思いました。この点に関して市ではどのように考えているのか教えてください。

(事務局)

子ども達の登校指導につきましてはご指摘のとおり、よくわかることでございます。学校の側では年間計画の中で、子ども達に通学路の安全指導をしており、また放課後の声かけ事案や、これらと併せて直接は関係ございませんが子ども達には防災教育などを通して地震があったときには自分で身を守るために考えて行動できないといけないわけです。全ての場面を大人がついていて全部保護してもらえるかというそれは難しいです。ですから、防災教育も含めて子ども達が一人のときに何ができるのか、自分が何をしなければいけないのかを考えるようにと指導しております。現実問題、子ども達の発達のこともありますので、特に小学校低学年においては「知らない人に声をかけられても付いて行ったらだめですよ」と教えているのですが、それが確実にできているかといわれると難しい面もございますし、逆に知らない人に声をかけられたときに応答しないというのも殺伐としたものでございますので、どこまで徹底するのかということなど難しい面もございます。

(委 員)

ありがとうございます。

私も旗当番を子どもを育てているときにやっていたのですが、信号機のあるところで、青になったら旗を下ろす、赤になったら旗をしまうというのを、子どもの目で青信号だから渡る、だけど渡るだけではなく「右左見ながらじゃないと車が来るかもしれないよ」というのを保育園でも教えていると思うんですよね。その一本の筋を通していきたいと思いますか、幼児教育でやっていることを小学校も一緒になって、1つの基本路線としてやっていくと子どもたちが自分で身を守るようになり、それとサポートが合わさったときに強いものになるのかなと思います。



(会 長)

他に何かございませんか。

(副会長)

資料2の5ページのところで、A-2「乳幼児期における教育・保育の提供」に関して幼保連携型認定こども園の施設数ですが、現在1ヶ所で平成31年度目標では30ヶ所となっていますが算出根拠と、30ヶ所というのが全保育所の何割に当たるのか教えていただきたい。

(事務局)

幼保連携型認定こども園は平成25年度実績で大分市に1ヶ所ございます。平成26年度につきましては幼保連携型認定こども園は3ヶ所と増えております。来年度からの新制度に向けまして、既存の私立保育園の形態に関して幼保連携型認定こども園に移行するかアンケートを実施しており、新制度全体が固まっていない現状ですけれども市内の多くの施設から「幼保連携型認定こども園に移行したい」、「27年度から早速移行したい」、また「もう少し様子を見たい」などたくさんのご相談をいただいております。今回30ヶ所という目標を掲げておりますが、31年度においては達成できるのではないかと感触の中で取り組んでおります。

(副会長)

幼保連携型認定こども園に移行しそうなのは、だいたい何割程度なのでしょうか？

(事務局)

全体の3割程度です。

(会 長)

他にございませんか。

(委 員)

資料2の3ページで、予防接種の勧奨で目標値の95%では不十分ではないかと思えます。日本は先進国の中で唯一、麻しんの排除が行われていない国ですので、麻しんに絞って目標を設定するのは意味があると思えます。麻しんの排除に必要な接種率ですが、95%以上の子どもたちが2回接種を受けているのが最低限の基準と理解しております。個人的な意見ですが目標の接種率は100%にするべきだと思います。医学的には健康上の理由や宗教上の背景で接種できない人などがいるため100%にはなり得ませんが、あえて提案するのは、少し前に中学に入学するはずの子どもが入学して来ないということで調査をしてみると、実は小学校にも入っておらず、小学校に入学する前に自宅で亡くなっていたという事件があったからです。子どもへのネグレクトや育児放棄などを無くすためにも予防接種台帳を利用しない手はないと思えます。最後の一人まで予防接種を受けない理由をはっきりさせることや安否の確認は最低限行うためにも予防接種台帳を使うべきだと考え、またネグレクト等で命を無くすことはあっていけないので、目標を100%にすべきだと思います。

(事務局)

麻しんの予防接種の接種率についてですが、国が95%を目標として掲げているということで大分市も95%に向かってというところがございます。95%でいいのかという是非に関しましては、大分市に感染症対策承認委員会がありますので、その中で議論していただいた結果として95%と定めたものでございます。

また、予防接種台帳の利用についてですが、現在、大分市では乳幼児の健康診査における未受診者に対しては予防接種の実施状況も併せて把握してっております。

(会 長)

健診の未受診者の把握は何パーセントくらいできているのですか。

(事務局)

出生した子どもに関しては全て受診・未受診の確認をしております。健診ごとに受診表が医療機関から返ってきますので、それを用いて未受診者が把握できます。連続して受診していない、あるいは予防接種を受けていないところは非常に危険な状態にあることが想像されますので、関係各課と協議しながら状況を把握していこうと思います。

(会 長)

予防接種台帳や健診をベースに把握していくことが大切だと思うので、ぜひ、頑張ってもらいたいと思います。現時点で目標を100%に変更することは可能なのでしょうか。

(事務局)

先ほども申しあげました感染症対策承認委員の方々と目標を100%にしていけるのか検討させていただきたいと思います。

(会 長)

他に意見等はございますか。

(委 員)

資料2の8ページ、「開かれた学校づくりの推進」についてです。大分市のスクールソーシャルワーカーの活動や配置、もしくは今後の目標等あれば教えてください。

(事務局)

スクールソーシャルワーカーは現在3名雇用しております、各学校の求めに応じてや定期的に訪問しております。今後につきましては、増員に向けて予算要求をしているところでございます。

(委 員)

福祉と教育をつなぐひとつの手段だと思いますので、ぜひ、頑張ってもらいたいと思います。

(委 員)

分野1切れ目のない支援の充実の部分です。大分市の場合は転居されて大分市の住民になる方も多いかと思えます。特に出産や育児を抱える人にとっては大分市の様々な情報を得たいと思う気持ちがあると思えます。そこで、大分市に転居して来られる方に対するアドバイスや情報提供についての記載はあるのでしょうか。

また、5ページ目、B-2の「幼稚園教諭や保育士の人材確保」ですが、平成31年の目標設定が求人数の減少となっているのですが、これは待機児童が減少中なので人材確保も減少という捉え方でいいのでしょうか。人材確保はあくまでも子どもたちが減ってもかなり苦難が続いていくのではないかと思いますので、この減少の意味について教えていただきたいです。

そしてB-5の「教育・保育施設等の指導監督」ですが、目標値を100%にするのであれば、しっかりと指導した内容を公開しないとイケないと思います。

最後に6ページ目の「一時預かり事業」ですが、事業内容を見ますと保育所のみ内容になっているように思

えるので幼稚園型の内容も加えていただきたいと思います。

#### (事務局)

大分市に転居してきた保護者に対する情報提供についてですが、資料2の2ページ目、「子育て情報の提供」の部分に記載しております子育て支援サイトnaanaや冊子本の子育て応援ガイドを充実させることによって、転居者向けの情報提供を図ること、また、転入者に対し子育て交流センターにおいてウエルカムパーティを開催し、大分市の子育て情報を提供するとともに子育て家庭が早く地域に馴染めるように後押しします。

#### (事務局)

5ページ目の「幼稚園教諭や保育士の人材確保」の目標ついてですが、求人数の減少といたしますのは各施設に保育士や幼稚園教諭が行き届いたことを想定しており、ハローワーク等の求人数が下がることを目標としておりますので、そのような意味での減少ということになります。これにつきましては、来年度以降、人材確保のための何らかの後押しができないか、ハローワークさんと連携するなかでセミナー等の開催ができないかなどを現在考えております。

次に「教育・保育施設等の指導監督」につきましては、現在大分市では保育所に指導監督が入っており内容についても公開しておりますので、今後も引き続き現行と同じ取り扱いをしていこうと考えております。最後に一時預かり事業につきましては、いわゆる幼稚園型ということで在園児さんの預かり事業のことをおっしゃっていたと思いますが、ここに書いております預かり事業は、家庭で子育てをされておられる方を対象とした一時預かり事業を目標として記載しておりますので、ご指摘がありました部分に関しては在宅の分と幼稚園が行う預かり事業とが分かるように書き方を工夫させていただきたいと思っております。

#### (会長)

6ページの一時的預かりは在宅という記載がないので工夫をしてください。

また、5ページのB-2の事業の目標設定については今の求人数を書きいただけると分かりやすくなります。

それでは、次の議題に移りたいと思っております。議題4「次世代育成支援行動計画の実績・評価について」です。事務局は説明をお願いします。

#### (事務局)

それではこれからご説明いたします次世代育成支援行動計画について、ご説明いたします。本日の参考資料としてお手元にお配りしております「次世代育成支援行動計画とすすすく大分っ子プランとの関係について」をご覧ください。

この資料は、本年2月27日の「平成25年度第4回大分市子ども・子育て会議」でもご説明いたしました。次世代育成支援後期行動計画から、今回策定いたします新しい計画の策定の流れについて、整理したものでございます。今回、次世代育成支援行動計画の実績等の報告を行うにあたり、ご確認をお願いいたしたく、添付させていただいております。左側が「平成26年度末まで」でございまして、右側は、平成27年度以降でございまして、26年度までは先に策定した次世代育成支援行動計画の後期計画を、子ども条例に基づく推進計画と同一のものとし、推進してまいりました。平成27年度以降については、現在この会議の中でご検討していただきながら策定を進めておりますが「子ども条例に基づく推進計画」と国の定める「子ども・子育て支援事業計画」の2つの計画を一体とし、右端にございます「すすすく大分っ子プラン」を策定するという形になっております。なお、一番下に書いておりますように、次世代育成支援行動計画については、事業の進捗状況についてのご審議を次世代育成支援行動計画推進協議会において行っていただいておりますが、昨年10月の、大分市子ども子育て会議の設置に伴い、本会議において次世代育成新行動計画の事業について評価し

ていただくこととなっております。

続きまして、昨年度行いました次世代育成支援行動計画の実績評価の会議の際にご出席されていない委員さんもいらっしゃいますので、次世代育成支援行動計画の事業について簡単にご説明いたします。お手元にお配りしています冊子「新すこやか子育て応援プラン」をご覧ください。これは、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成21年度に策定いたしました本市における市町村行動計画でございます。（冊子の3ページ目）計画期間は平成22年度から平成26年度までの5年間となっております。（25ページにありますように、）PDCAサイクルにより、実績を評価し、改善をはかりながら推進することとしており、昨年度は、平成24年度の実績・評価を行うため、本会議の委員さんの12名の方もご参加いただき、次世代育成支援行動計画推進協議会の中で、ご検討いただいたところでございます。

冊子の22ページ目をお開きください。左側の「めざす姿」の隣にかいてありますが、7つの基本目標を定めております。また、目標ごとに3～4の基本施策を設けた上で、185の事業を実施することとしております。続きまして、資料4をご覧ください。冊子に掲載している事業を一覧にまとめたものでございます。黄色く色づけしているものが次世代育成支援行動計画の中での重点事業、また水色に色付けしているものがすくすく大分っ子プランにも継続している事業です。なお、平成27年度以降については、子ども条例に基づく推進計画と子ども子育て支援法の事業計画を合わせた計画となりますので、条例の主旨や子ども子育て支援法の基本指針を踏まえ、推進すべき事業を選択したところでございます。

なお、継続しない事業は、色づけしていない事業ですが、横に番号で理由を付記していますのでご参照ください。これら185の事業には、可能な範囲で数値目標を設定し、事業の進捗度をはかるとともに、基本施策の指標については、意識調査の結果に基づく満足度などを指標として設定しております。施策ごとの指標と、各事業の指標をまとめたものが、冊子の66ページから70ページまでの評価指標一覧です。本日は、昨年11月に行った子育て世帯へのアンケート結果や、25年度までの実績を踏まえ、次世代育成支援後期行動計画の施策や事業に関する今後の方向性についてまとめましたので、ご検討いただきたいと思います。

それでは説明員を交代します。

## （事務局）

資料5について説明させていただきます。

この資料5につきましては4ページまであります。それでは、1ページをお開きください。

先程、資料4では次世代育成支援行動計画の全体像について説明いたしました。資料5では基本施策ごとに設定している評価指標について説明いたします。その中でも主な評価指標につきまして、25年度の実績を検証したうえで、現在の計画が今後、新プランにどのようにつながっていくのかを説明いたします。

では、1ページの上半分、「基本目標1 家庭における子育て機能の向上」です。ここでは、基本施策1と2について説明いたします。まず、「基本施策1 子育てに必要な情報を得られるよう整備する」の評価指標は「子育ての情報を得やすいと感じる保護者の割合」です。その右側ですが、H20年度実績値とH25年度実績値を比較しますと就学前児童の保護者の割合は8.8%から17.5%に増加、小学生の保護者の割合は9.6%から9.7%に増加しています。右側の欄、指標の結果についての考え方ですが、子育て支援サイトの運営や冊子本の配布を行い、市の子育て支援情報の提供に努めてきたところですが、情報が得やすいと感じる保護者の割合はあまり増加していないことから、情

報提供の方法や内容について工夫する必要があると思われます。そしてその右側ですが、この基本施策は新プランの「分野1 生まれる前から乳幼児期の支援」に継続いたします。新プランでの方向性ですが、平成27年度から利用者支援事業として位置づける子ども家庭支援センターや、こどもルームにおいて、子育てに関する相談を総合的に行う中で、保育等に関する適切な情報提供を行い、個々の家庭への必要な支援に繋がるよう相談体制の充実を図ります。次に、「基本施策2 家庭で安心して楽しく子育てができるよう支援する」の評価指標は「楽しく子育てができていると感じる保護者の割合」です。実績値につきましては、就学前児童の保護者の割合は80.0%から82.2%に増加しているものの、小学生の保護者の割合は77.2%から71.8%に減少しています。指標の結果についての考え方ですが、公民館等、身近な地域で各種育児講座等を展開しており、その結果により、就学前児童の保護者の意識に反映されたものと思われます。一方、小学生の保護者への支援については、ニーズを充分満たせなかったものと思われます。

この基本施策は新プランの分野1に継続いたします。新プランでの方向性ですが、講座等の参加者へのアンケートを行う中で内容の見直しを常に行い、よりニーズに合う講座等の展開を図ります。また小学生以上の子どもやその保護者に対しては、新たに組織横断的な対応についての取組みを検討します。

続きまして、1ページ下半分の「基本目標2 地域における子育て支援の推進」です。

ここでは、基本施策3について説明いたします。

「基本施策3 子育てに関する地域活動を推進する」の評価指標は「地域の中で子育てが支えられていると感じる保護者の割合」です。

実績値につきましては、就学前児童の保護者の割合は39.7%から55.1%に増加し、小学生の保護者の割合は53.4%から62.9%に増加しています。指標の結果についての考え方ですが、自治会等の努力により、地域の子育て支援活動の充実が進んでいる結果と思われます。この基本施策は新プランの「分野4 社会全体での支援」に継続いたします。新プランでの方向性ですが、地域との連携は今後さらに重要性を増すと捉えており、活動団体との協議を重ね、行政で行うべき活動支援を把握し、団体への活動支援を推進します。

続きまして、2ページをお開きください。

2ページの上半分、「基本目標3 仕事と子育ての両立支援」です。

ここでは、基本施策1と2について説明いたします。

まず、「基本施策1 質の高い多様な保育サービスを提供する」の評価指標は「希望した時期や時間に保育サービスを利用できたと感じる就学前の保護者の割合」です。実績値につきましては、48.1%から46.8%に減少しています。

指標の結果についての考え方ですが、保育所の定員拡大や職員研修を実施することで、質・量の両面での拡充を図ってききましたが、希望通りの入所ができない状況にあることが原因であると思われます。この基本施策は新プランの分野1に継続いたします。新プランでの方向性ですが、引き続き、新プランの中で重点的に推進します。

次に、「基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの意識を醸成する」の評価指標は「仕事と家庭生活の両立ができていると感じる保護者の割合」です。実績値につきましては、就学前児童の保護者の割合は62.2%から55.2%に減少、小学生の保護者の割合は70.0%から62.3%に減少しています。

指標の結果についての考え方ですが、長時間労働や勤務労働条件等、改善に向けて社会全体での取り組みが必要であると思われます。この基本施策は新プランの分野4に継続いたします。新プランでの方向性ですが、事業者や市民向けの広報・啓発活動を進めるとともに、男性の育児参加の促進を図ります。

続きまして、2ページ下半分の「基本目標4 乳幼児と母親の健康づくり」です。

ここでは、基本施策1と2について説明いたします。

「基本施策1 安心して妊娠・出産を迎えられるようにする」の評価指標は「妊娠期から出産までの期間の保健サービスに対して満足（充実）している就学前の保護者の割合」です。実績値につきましては、66.3%から84.0%に増加しています。

指標の結果についての考え方ですが、悩みや不安を持つ妊産婦や不妊治療を必要とする人に対して、適切なアドバイスを行うための相談支援体制の充実や情報提供に努め、その結果、満足度の向上に繋がったと思われます。この基本施策は新プランの分野1に継続いたします。新プランでの方向性ですが、各保健（福祉）センター、健康支援室等の身近な場所で、迅速できめ細かな支援を行います。

次に、「基本施策2 乳幼児と母親の健康の確保及び増進を図る」の評価指標は「乳幼児健診を受けて安心感や満足感を得られたと感じる就学前の保護者の割合」です。実績値につきましては、86.5%から88.0%に増加しています。

指標の結果についての考え方ですが、子どもの心の発達、身近な養育者である母親の心の状態に影響されやすいことから、主に母親の育児支援に努めてきた結果、僅かですが、満足度は向上しています。この基本施策は新プランの分野1に継続いたします。新プランでの方向性ですが、健診未受診者に対し健診の必要性を説明し、受診率向上に努めます。

続きまして、3ページをお開きください。

「基本目標5 子どもがすこやかに育つ教育環境の整備・充実」です。

ここでは、基本施策1と2と3について説明いたします。

まず、「基本施策1 幼児期の教育を充実する」の評価指標は「就学するまでの教育内容や教育活動に満足感を得られた小学1年生とその保護者の割合」です。実績値につきましては、小学1年生の割合が93.8%から95.3%に増加、小学1年生の保護者の割合が87.5%から72.6%に減少しています。

指標の結果についての考え方ですが、保護者の満足度は下がっており、幼児期における教育内容、方法の充実が必要であると思われます。この基本施策は新プランの「分野2 子どもの育ちや自立への支援」に継続いたします。新プランでの方向性ですが、家庭、地域社会、幼稚園、保育所等が一体となった教育内容の充実に努めます。

次に、「基本施策2 生きる力をはぐくむ学校教育を充実する」につきましては、評価指標の②と③について説明いたします。

まず、「評価指標② 「学校の勉強が楽しい」と感じる小中学生の割合」の実績値につきましては、調査対象のすべての学年において減少しています。

指標の結果についての考え方ですが、調査方法、集計方法の違いから単純に比較はできませんが、児童生徒の学習意欲の向上を図ることが重要だと思われます。この基本施策は新プランの分野2に継続いたします。新プランでの方向性ですが、各種学力調査等の結果を効果的に活用するなど、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

次に、「評価指標③ 「運動を見たり、したりするのが楽しい」と感じる小中学生の割合」の実績値につきましては、小学3年生と小学6年生の割合が減少、中学2年生の割合が増加しています。

指標の結果についての考え方ですが、「運動の二極化」の傾向が見られる中、様々な運動に対して児童生徒が自ら意欲的に取り組むことができるように、教材・教具や指導方法の工夫を行う必要があると思われます。こちらも、新プランの分野2に継続いたします。新プランでの方向性ですが、今後とも、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をはぐくむ学校教育を推進します。

次に、「基本施策3 信頼される学校（園）づくりを進める」の評価指標は2つありますが、「評価指標① 地域の学校は信頼されていると感じる小学生の保護者の割合」について説明いたします。実績値につきましては、90.7%から84.8%に減少しています。

指標の結果についての考え方ですが、各学校の取組みを、家庭、地域等へ積極的に発信するなど、説明責任を果たしていく必要があると思われます。この基本施策は新プランの分野2に継続いたします。新プランでの方向性ですが、学校ホームページや学校便りの活用、学校公開の実施などを通し、学校運営の状況について積極的な情報発信に努めます。

続きまして、4ページをお開きください。

上半分の「基本目標6 子育てに配慮したまちづくり」です。

ここでは、基本施策2について説明いたします。

「基本施策2 子どもの安全を確保する活動を推進する」の評価指標は「地域で防犯活動が活発に行われていると感じる小学生の保護者の割合」です。実績値につきましては、45.1%から48.9%に増加しています。指標の結果についての考え方ですが、登下校時において地域での見守り活動が進められている一方、不審者事案が増加する中で、安心感が増加しづらい面があると思われます。この基本施策は新プランの分野4に継続いたします。新プランでの方向性ですが、地域との連携は今後さらに重要性を増すと捉えており、活動団体への協力要請を継続します。

続きまして、4ページ下半分の「基本目標7 子どもと家庭へのきめ細かな支援」です。ここでは、基本施策1と2と3について説明いたします。

まず、「基本施策1 障がいのある子どもの生活と教育を支援する」の評価指標は「障がい児を養育する家庭に対する支援に満足している保護者の割合」です。実績値につきましては、59.1%から85.3%に増加しています。

指標の結果についての考え方ですが、平成24年4月1日から児童福祉法が改正され、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児相談支援が創設されたことにより、身近な地域できめ細かな支援を受けられるようになったことが影響していると思われます。この基本施策は新プランの「分野3 配慮を要する子どもへの支援」に継続いたします。新プランでの方向性ですが、国の制度を踏まえ施策の充実を図るとともに、保護者のニーズに応じ年齢や障がい等に応じたきめ細かな支援を推進します。

次に、「基本施策2 ひとり親家庭の自立を支援する」の評価指標は「ひとり親家庭に対する支援に満足している保護者の割合」です。実績値につきましては、53.3%から横ばいとなっています。指標の結果についての考え方ですが、雇用環境が厳しい中、満足度の向上が困難な状態にあると思われます。この基本施策は新プランの分野3に継続いたします。新プランでの方向性ですが、平成26年10月から、母子家庭に対する支援の対象を父子家庭まで広げるとともに、平成25年7月に開設

したひとり親家庭支援プラザの運営について検証を行い、安定した就労に向け効果的な取組みを進めるとともに、新プランにおいては指標の見直しをしました。

最後になりますが、「基本施策3 相談援助体制や子ども虐待防止対策を充実する」の評価指標は「子ども家庭支援センターの活動を知っている保護者の割合」です。実績値につきましては、就学前児童の保護者については52.5%から34.1%に減少、小学生の保護者については60.5%から36.7%に減少しています。

指標の結果についての考え方ですが、認知度の向上が事業効果となるか不明であります。周知活動の継続は必要だと思われまます。

この基本施策は新プランの分野3に継続いたします。

新プランでの方向性ですが、子どもに関する相談件数が増加している上、相談内容も多岐にわたっている状況があることから、関係機関との連携を強化しながら子どもに関する相談体制の充実を図ります。

#### (事務局)

続きまして、事業ごとの実績と指標の結果についてご説明いたします。

お手元に配布しております、資料6「平成25年度の実績及び今後の方向性」をご準備ください。資料6は、次世代育成支援後期行動計画に掲載してあります185の事業の中で、基本目標1 家庭における子育て機能の向上をはじめとした、以下7つの基本目標ごとに、重点事業のほか、先ほどの冊子66ページにまとめてありますが、個別事業レベルで指標を設けている事業のうち、「すすく大分っ子プラン」へ継続される事業を25年度の実績とともに新プランの中での取組みについて今後の方向性をまとめたものでございます。

では、1ページ目をお開きください。

資料の左から各事業ごとに、基本施策、事業番号、事業名、事業内容、平成25年度評価、平成25年度実績、平成26年度取組み、指標、新プランでの分野等、今後の方向性そして担当課という並びになっております。

また、1ページ目の下に書いておりますように、各事業ごとに平成25年度の実績の評価として、Aは初期の目標以上に進捗しているもの、Bは初期の目標どおり順調に進捗しているもの、Cは、目標達成に向けて見直しが必要であるもの、Dはその他といたしまして、24年度までに事業が終了していたり、法定事業であるため、進捗状況の評価ができないものでございます。

また、資料の中にあります○(白まる)や●(黒まる)などの記号に関しましては、それぞれ○(白まる)は25年度実績、●(黒まる)が26年度決算額、□(白四角)が26年度取組み、■(黒四角)が26年度予算額、◎(二重丸)が実績値、☆(星)が26年度目標値となっております。26年度目標値につきましては、平成21年度の計画策定時における目標値でございます。

説明にあたりましては、次世代育成支援後期行動計画において重点事業だったものを中心に説明させていただきます。

それでは、1ページより説明させていただきます。

基本目標1 家庭における子育て機能の向上 でございます。

(1)に重点事業、(2)新プラン(すすく大分っ子プラン)に継続させるものとなっております。重点事業は、一番上に書いてあります「大分市子育て支援サイトの開設・運営」の1事業でございます。



す。この事業は、子育てに関する行政情報・民間情報を一元化して提供するとともに、子育て支援サイトを通じて子育て家庭同士がお互いに交流できる場を提供するものでございます。事業の指標であります大分市子育て支援サイトnaanaの認知度は平成23年度調査での就学前53.2%、小学生33.2%に比べ平成25年度調査では就学前78.6%、小学生58.5%と、ともに増加しております。今後は、アクセス数等が順調に伸びていることからサイト運営は継続させるとともに、紙媒体である子育て応援ガイドとあわせて内容の充実を図ろうと考えております。

続きまして、2ページ目の基本目標2 地域における子育て支援の推進 をご覧ください。  
重点事業は上から「こどもルーム事業」と「地域コミュニティ応援事業」の2事業でございます。このうち、こどもルーム事業におきましては、25年度の実績の欄にありますように、25年7月にホルトホール大分子育て交流センター内に新しく中央こどもルームを開設し、箇所数は平成20年度の8カ所から11カ所に増設されました。指標であります満足度に関しましては、8割を越えた高い水準で、ほぼ横ばいに推移しております。新プランでは、分野4の目標8「こどもルーム事業」として継続し、今後は子ども・子育て支援事業として重点的に推進してまいります。

次に基本目標3 仕事と子育ての両立支援 でございます。  
重点事業は「通常保育事業」の1事業です。  
25年度は合計438人の定員増大を図りました。指標であります定員については平成20年度の6,096人から平成25年度6,884人と拡大したものの、満足度は平成20年度88.9%から平成25年度84.2%と微減しております。26年度は子ども・子育て新制度の一部を先取りした「保育緊急確保事業」や「待機児童解消加速化プラン」を活用し、さらなる定員拡大を目指し、新制度施行後の量的拡大にも取り組んでおります。また、新プランでは分野1の目標3「待機児童の解消」として継続し、今後は、子ども・子育て支援事業の重点事業として位置づけ、待機児童解消に向け事業を推進します。

続きまして4ページ目をお開きください。  
基本目標4 乳幼児と母親の健康づくり でございます。  
重点事業は「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)」の1事業でございます。この事業は、子育て家庭の孤立化を防ぐため、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師・助産師や主任児童委員が訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し助言を行うものでございます。指標であります訪問率は94.0%と高い割合でございます。  
26年度からは嘱託看護師を2人雇用し全戸訪問に努めるとともに、保健師はハイリスク児へタイムリーな支援に努めます。  
また、新プランにおいては分野1の目標1「乳児家庭全戸訪問事業の推進」として、今後は、地域子ども・子育て支援事業として重点的に取組み、地域の中で子どもが健やかに育つように継続支援に努めます。

続きまして、6ページ目をお開きください。  
基本目標5 子どもがすこやかに育つ教育環境の整備・充実 でございます。  
重点事業は「保育所における保育の質の向上のためのアクションプログラムの策定」の1事業です。この事業は保育現場での保育の質の向上のための取組みを支援するため、アクションプログラムを策定するものであり、新プランでは分野1の目標3「幼稚園教諭や保育士の質の向上」として重点事業と位置づけ継続的に実施いたします。

続きまして8ページ目をお開きください。

基本目標6 子育てしやすい生活環境を整備する でございます。  
重点事業はございません。

最後に9ページ目をご覧ください。

基本目標7 子どもと家庭へのきめ細かな支援 でございます。  
重点事業は「子ども家庭支援センターの相談体制の充実」と「養育支援訪問事業」の2つでございます。

このうち、養育支援訪問事業につきましては、乳児家庭全戸訪問事業等により養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対して保健師等が訪問し指導・助言を行うものであります。今後も新プランにおいて継続的に実施いたします。

以上で資料6の説明を終わります。

**(会長)**

ありがとうございます。

A、B、C、Dで評価をしていると思いますが、C評価のところ、D評価のところがございます。例えば児童育成クラブは評価がCになっており目標達成に向けて見直しが必要となっておりますが、これはどのようなことでしょうか。他のC判定の事業についてもお願いします。

**(事務局)**

児童育成クラブの事業に関しましては、指標自体を待機児童数に設定しておりました。26年度の目標値を待機児童0人としておりましたが、現在数名の待機児童が出ております。また、現在、子ども・子育て支援新制度に対応した条例の制定や運営にかかる指針の検討を進めているところですが、施設整備をはじめ指導員の質の向上と研修などを含めて今後検討するが多くございます。27年度に入りましても新たな問題について対応していきたいと思っておりますのでC評価としております。

**(会長)**

次の4ページの一番下、「乳幼児健康診査の機能強化」についてお願いします。

**(事務局)**

受診者数50人以下の会場の割合ということで目標設定を行っておりましたが、これを実行するためには現行の会場数をさらに20ヶ所増やさないといけないということで必要医師等のマンパワーの不足がございます。なので目標達成は不可能ということで、これに関しましては受診環境を整えとともに70人以下の会場に設定できるように見直しを行うとともに保健師、あるいは医師以外の従事職員を増やすことで環境を整えて受診をしていただくように取り組んでまいります。

**(会長)**

次は同じくC評価の「乳幼児の保護者に対する安全管理意識の啓発」についてお願いします。

**(事務局)**

これは心配蘇生法の方法を知っている保護者の割合をアンケートを用いて調査しておりましたが、対象者が変わるということで、これを指標とすることは難しいので、知っている割合という数ではなく、心配蘇生法を実際に行った回数を15回から30回に増やして実施していくということで見直しております。

**(会長)**

7ページの「相談体制の整備・充実」についてお願いします。

**(事務局)**

スクールカウンセラーの活用による研修会の実施についてでございますが、これは平成20年度64.0%の実績から現在60.6%と下がっております。これに関しましてはスクールカウンセラーが県教委のまま配置になっておりまして、私どもとしては1校に1人ずつ要求をしてそれに応じて確保できるものと思っており100%目標を掲げたところでございますが、実際は配置が伸びず、2校かけもちであるとか、1校での時間が短いということもあり、なかなかスクールカウンセラーと研修の実施が結びつかなかったということで、現状の配置に応じた指標に設定しなおす必要がございます。

**(会長)**

9ページの「母子寡婦福祉資金貸付制度」について説明をお願いします。

**(事務局)**

母子寡婦福祉資金貸付制度につきましては法定の事業でございますので評価ができないためD評価としております。ただ、今後の方向性といったしましては必要な方に必要な支援が届くようにということで制度の周知に向けて取り組んでまいりたいと思います。

**(会長)**

ありがとうございます。

では資料4・5・6に関しまして何かご質問等はございませんか。

**(委員)**

資料5の基本施策1「子育てに必要な情報を得られるよう整備する」ですが、平成25年度実績値が就学前17.5%、小学生9.7%とあり、平成26年目標が100%とあります。指標の結果についての考え方では、情報提供の方法や考え方について工夫するとありますが、目標達成は難しいと思うので工夫するのではなく見直すというように変えた方がいいと思います。

また資料5の2ページ目「ワーク・ライフ・バランスの意識を醸成する」の部分で、平成26年目標値が就学前、小学生ともに100%とあり、指標の結果についての考え方では長時間労働や勤務労働条件等の改善に向けて取り組むという記載がありますが、国会で過労死防止法が成立して毎年11月が過労死防止月間ということになっておりますので、そのことを行政が市民に啓発等していただきたいと思います。

**(会長)**

その他にご意見等はございませんか。先にご意見を言っていたらこうと思います。

**(委員)**

資料6の6ページですが、右端にある担当課の部分です。新プランにおける分野が同じ事業に関しては担当

課別に記載しないで、両方の担当課を書くべきだと思います。

**(委員)**

資料5の4ページ、「ひとり親家庭の自立を支援する」の部分です。親がいない兄弟、姉妹では家庭と認められません。例えば兄が成人で、弟が未成年の場合では市営住宅には入れません。兄弟だからひとり親ではないという考え方では、兄弟だけで暮らす子ども達を救うことができないので、このような問題を解決しないといけないと思います。

**(会長)**

では、事務局は回答をお願いします。

**(事務局)**

先ほどの目標達成のために「工夫する」を「見直す」に変更すべきという意見に関しましては、右側の新プランでの方向性の部分で記載しておりますように平成27年度からは利用者支援事業として子ども家庭支援センターを位置づけ、そちらの方の職員等の研修を行う中で子育てに関する相談を実施し、保育所等に関する適切な情報提供を図っていこうと考えております。また、こちらのほうで未就学児に関するものだけではなく、小学生の保護者に対する支援を行っていきたいと考えております。

**(会長)**

では、続いてワーク・ライフ・バランスの部分についてお願いします。

**(事務局)**

ワーク・ライフ・バランスに関しましては、様々な啓発活動や講演活動を行いながら周知活動を行ってまいりたいと思います。先ほどご指摘いただいた視点での啓発や講座の開催も行っていきたいと思っております。

**(会長)**

では、4ページ目の部分についてお願いします。

**(事務局)**

ひとり親家庭ということで、やはり、きょうだいというのは難しいところがございます。子どもの看護をする者がいなければひとつの家庭ということで市営住宅への入居は難しいです。そのような場合は児童養護施設などで対応していきたいと考えております。

**(委員)**

それが子どもの貧困対策の推進に関する法律でカバーできない悩みなんだと思います。「全ての子どもが」ということで例えば親が暴力団に入っていたが亡くなってしまったと、すると親が暴力団だったために誰も相手をしてくれないなど、子ども達だけが残された場合にその子ども達は自分達だけで生きていけないといけない。兄の方はしっかりしているから働いているが、ひとり親家庭ではないから市営住宅には入れない。しかし、現実に2人で生活をしていってる。こんな子ども達をなんとかする方法が「全ての子ども」ではないでしょうか。なので今のような答弁を何回やっても意味がないと思います。「児童相談所に行ってください。」と言われても何の解決もできない。生活保護に関しても親がいないともらえない。そこの問題を考えていただきたい。

**(事務局)**

子どもというのは児童福祉法において「18歳未満」を言います。また兄が18歳を越えて成人だと、その他の世帯として生活が困窮しておれば生活保護の申請もできます。

**(委員)**

ひとり親家庭について73ページの部分にそういった子ども達は大丈夫ですと書いていただかないと、行政にお願いすればひとりが成人でもひとり親家庭にはならないと。

**(会長)**

標記の工夫をお願いします。  
また、先ほどありました担当課の標記についてはいかがですか。

**(事務局)**

ご指摘のとおりでございますので、新制度の中では福祉保健部と教育委員会と両輪で取り組むものは併記でさせていただこうと思います。

**(会長)**

ありがとうございます。  
以上、ご回答でしたがよろしいでしょうか。  
あと、今後の方向性の部分に関してはもう少し書き加えてほしいとも思います。  
では、少し議論不足のところもあるかとは思いますが、時間も迫ってきておりますのでこれで本日の会議の議題は終了ということでよろしいでしょうか。

**(委員)**

資料4に関して、幼稚園就園奨励費補助事業や私立幼稚園子育て支援保育利用者補助事業などが新計画への継続事業になっていない理由はどうしてでしょうか。  
また、すすく大分っ子プランのA3の新制度の体系のページについてです。

**(事務局)**

資料4の幼稚園就園奨励費補助事業の件についてでございますが、この新計画ということで、すすく大分っ子プランのもとに教育委員会としますと幼児教育振興計画という個別の計画を作り、その中で保護者の保育料の軽減などの項目を立てた計画の中で進めてまいります。

**(会長)**

2点目をお願いします。

**(事務局)**

施策の体系につきましては、前回の会議の際に資料としてすっきり分かりやすいようということでAやBについては記載をしないということでお話をさせていただいたつもりだったんですけれども、ご指摘をいただきましたので検討させていただきたいと思います。

**(会長)**

委員さんの中で標記をした方がいいと思われる方はいらっしゃいますか。

標記をしない方がいいと思われる方はいらっしゃいますか。  
どちらもご意見がないようなので事務局に一任します。  
これで本日の議事を終わらせていただきます。  
もうひとつ、このすくすく大分っ子プランは案ですか。まだ修正は大丈夫ですか。

**(事務局)**

本日出た意見等については加筆・修正を行います。

**(事務局)**

今後は会長さん、副会長さんに諮ったうえで印刷・製本に取り掛かり年内に完成させたいと思っております。

次回の子ども・子育て会議につきましては、第4回を年明け1月に開催し、教育・保育施設の利用定員についてご審議いただきたいと思っております。なお、詳細につきましては、改めてご連絡いたします。村嶋会長におかれましては、円滑な議事進行を行っていただき大変ありがとうございました。また委員の皆さまも活発なご議論ありがとうございました。

終了（ 15時35分 ）